



2016年5月13日

各 位

会 社 名 三井化学株式会社

代表者名 代表取締役社長 淡輪 敏

(コード：4183、東証第1部)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小久江 晴子

(TEL. 03-6253-2100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年6月24日開催予定の第19期定時株主総会において「定款一部変更の件」を議案とすることを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

最近のコーポレートガバナンス重視の状況に鑑みて、当社の取締役会の役割を経営監督を重視したものとし、業務執行は執行役員を中心に実行していく体制に見直すことに伴い、次の変更を行うものであります。

- (1) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう、現行定款第23条の変更を行うものであります。また、これに関連して、株主総会の議長を定める現行定款第16条の規定についても、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役の員数を15名以内から12名以内に変更します。このため、現行定款第19条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年6月24日(金)

定款変更の効力発生日 2016年6月24日(金)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案	備考
<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当てる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って他の出席取締役がこれに当たる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って他の出席取締役がこれに当たる。</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社に取締役<u>12</u>名以内を置く。</p>	<p>修正</p>
<p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役の中から、社長1名を選定するとともに、<u>会長及び副会長各1名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役又は執行役員</u>の中から、社長1名を選定する。</p>	<p>修正</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から、会長及び副会長各1名を選定することができる。</u></p>	<p>新設</p>

以 上